

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（特別車両券の発売方の明確化に伴う改正）

現行	改正
<p>(特別車両券の発売)</p> <p>第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第 1 項本文の規定にかかわらず、旅客が第 59 条の 2 に規定する区間内相互間を運転する 2 個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合 <u>であっても、別に定めるところにより</u>、1 個の普通列車とみなして 1 枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(特別車両券の発売)</p> <p>第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第 1 項本文の規定にかかわらず、旅客が第 59 条の 2 <u>第 2 号</u>に規定する区間内相互間を運転する 2 個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1 個の普通列車とみなして 1 枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、令和 2 年 3 月 14 日乗車となるものから適用する。